

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	奨学のための給付金給付事務に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県教育委員会は、奨学のための給付金給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県教育委員会

## 公表日

令和3年9月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	奨学のための給付金給付事務
②事務の概要	<p>国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する事務。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金給付関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の10の項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条</li> <li>・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の10の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁学校施設課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・青森県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例第3条第1項 別表第1の6の項	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例第3条第1項 別表第1の6の項	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・青森県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例第3条第1項 別表第1の6の項	・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8 号) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第 十四号に基づき同条第七号に準ずるもの として定める特定個人情報の提供に 関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律施行条例第3条第1項 別表第1の 6の項	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 勝野 義彦	参事 勝野 義彦	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	参事 勝野 義彦	参事 児玉 政光	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	参事 児玉 政光	課長	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例第3条第1項 別表第1の6の項	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例第3条第1項 別表第1の10の項	事後	修正
平成30年11月6日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8 号) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第 十四号に基づき同条第七号に準ずるもの として定める特定個人情報の提供に 関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律施行条例第3条第1項 別表第1の 6の項	・番号法第19条第14号(改正番号法第19条 第8号) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第 十四号に基づき同条第七号に準ずるもの として定める特定個人情報の提供に 関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律施行条例第3条第1項 別表第1の 10の項	事後	修正
令和1年6月25日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市新町 二丁目3-1 017-734-9873	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島 一丁目1-1 017-734-9873	事後	定期見直しによる修正

